

福岡医発第2364号(地)

平成17年 3月31日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 竹 嶋

「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴う交通事故診療及び各地における医療協議会（三者協議会）の運営等に係る留意点について

本年4月1日より全面施行されます「個人情報の保護に関する法律」への取組みとして、日本医師会では冊子「医療機関における個人情報の保護」を作成され、日本医師会雑誌平成17年3月15日号に同封し、各医療機関での対応をお願いしています。

その中で、利用目的に関する院内掲示の例が示され、診療費請求のための事務として「医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用」について院内掲示することにより患者の同意を得る対応となっていますが、ここには交通事故診療に係る診療費の請求への対応が含まれておりません。

したがって、各医療機関における交通事故診療に係る診療費の請求については、別紙1の対応を参考に慎重な対応をお願いしたい旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしく願いいたします。

なお、各都道府県における医療協議会（三者協議会）の運営及び自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の運用における「人身事故連絡票等」の取扱いについて、別紙2のとおり日本医師会において日本損害保険協会の見解を確認されていますが、本県においても早急に協議会を開催し、対応について確認する予定にいたしております。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵・島田昇二郎



事務連絡（保 160）
平成 17 年 3 月 28 日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
土 屋 隆



「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴う交通事故診療及び
各地における医療協議会（三者協議会）の運営等に係る留意点について

本年 4 月 1 日より全面施行されます「個人情報の保護に関する法律」への取組みとして、日本医師会では冊子「医療機関における個人情報の保護」を作成し、日本医師会雑誌平成 17 年 3 月 15 日号に同封して送付申し上げ、各医療機関での対応をお願いしているところであります。

その中で、利用目的に関する院内掲示の例が示され、診療費請求のための事務として「医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用」について院内掲示することにより患者の同意を得る対応としておりますが、ここには交通事故診療に係る診療費の請求への対応が含まれておりません。

したがって、各医療機関における交通事故診療に係る診療費の請求につきましては、別紙 1 の対応を参考に慎重な対応をお願いしたく、貴会関係会員へのご周知等対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、各都道府県における医療協議会（三者協議会）の運営及び自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の運用における『人身事故連絡票等』の取扱いについて、別紙 2 のとおり日本損害保険協会の見解を確認しておりますので、各地においてよろしくご対応のほどお願い申し上げます。



【交通事故診療における留意点等】

◎損害保険会社に患者さんの診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意が絶対に不可欠です。

- 1) 交通事故診療において、損害保険会社に対して患者さんの診断書や診療報酬の明細書等、患者さんの個人情報となる診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意を得る必要があります。
- 2) 損害保険会社が、保険の支払い手続きに入る時点で、情報取得を含む包括的な同意書または委任状を患者さんから取り付けておくことが多いようですが、医療機関としては、それらの書面の確認だけでは不十分ですので、患者さん本人が情報提供の内容や範囲を正確に理解したうえで同意していることを確実に確認する必要があります。（つまり、損害保険会社が取得した同意（書）等が示された場合であっても、医療機関自身が患者さん本人の同意を得る必要があります。）
- 3) 損害保険会社から、医療機関に対して患者さんの容態や治療内容、入通院に要した日数、治療費等について、口頭または文書により照会を受け、損害保険会社へ患者さんの診療情報を提供する場合には、医療機関として患者さん本人の同意を得る必要があります。
- 4) 患者さん本人の同意を得る場合は、患者さんの自署または押印のある同意書を取り付けることが望ましいものであります。

【参照】※1：『医療機関における個人情報の保護』（日本医師会 平成17年2月）P23, 24

2：『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』

（厚生労働省 平成16年12月24日）P21

【参考】

自動車損害賠償保障法

（保険会社に対する損害賠償額の請求）

第十六条 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

自動車損害賠償保障法施行令

（保険会社に対する損害賠償額の支払の請求）

第三条 法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 請求する者の氏名及び住所
- 二 ～ 四 （略）
- 五 保険契約者の氏名及び住所
- 六 請求する金額及びその算出基礎

2 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 診断書又は検案書
- 二 前項第二号及び第三号の事項を証するに足りる書面
- 三 前項第六号の算出基礎を証するに足りる書面

任意協力を求めるものなので、慎重に対応する必要があります。患者さん本人の同意なく、秘匿を要する個人情報を提供することは、ときに不法行為となり、患者さん本人から損害賠償請求を受ける恐れがあります(※)。

(b) 民間団体・個人など

(7) 保険会社

保険会社からは、治療に要した医療費や補償金額の確定のための調査の過程で、医療機関に対して、患者さんの容態や治療内容、入通院に要した日数、治療費などについて、口頭または文書で回答を求めてくることがしばしばあります。生命保険では患者さん本人が加入している会社から、損害保険では本人が加入している保険会社ばかりでなく、交通事故の相手方など他人が加入している保険会社から照会を受けるという場合もあります。

いずれにしても、保険会社に患者さんの診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意が絶対に不可欠です。同意の方法としては、保険の支払い手続きに入る時点で、保険会社が情報取得を含む包括的な同意書または委任状を患者さんから取り付けておくことが多いようです。しかし、医療機関としては、それらの書面を確認するだけでは十分ではなく、患者さん本人が情報提供の内容や範囲を正確に

※ 最高裁昭和56年4月14日判決は、政令指定都市の区長が本条による照会に応じて前科および犯罪経歴を報告したことが、過失による公権力の違法な行使にあたるとしました。

理解したうえで同意していることを確実に確認し、不本意な情報提供がおこなわれることのないよう、慎重な対処をする必要があります。

その他にも、患者さんが各種の保険に加入しようとする際に、過去の病歴、既往症などについて、保険会社から問い合わせをしてくる場合などがありますが、当然、患者さんの同意なく情報提供すべきではありません。

(1) 勤務先、上司、同僚、学校など

医療機関は、患者さんの勤務先や通学先の関係者から、患者さんの病状や治療内容について問い合わせを受けることも少なくありません。また、通院、入院の事実を尋ねられることもあります。これらは電話など口頭での問い合わせであることが多く、医療機関として安易に回答しがちですが、患者さんの立場からすれば最も利害関係の衝突する部分であり、医療機関はこれまでもまして慎重な対応を心がけなくてはなりません。これらの関係者に患者さんの情報を告げることは、法律上、第三者提供にあたりますので、提供に先立ち、本人の同意を得なくてはなりません。

たとえば入院患者さんの場合には、入院手続きの際などに、入院中に外部から問い合わせがあったらどう対応するかを、あらかじめ患者さん・直接の介護者などから聞いておくなど、各医療機関において適切な方法を工夫する必要があります。

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い
のためのガイドライン」(厚生労働省 平成16年12月24日)

(1) 第三者提供の取扱い

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がある。

(例)

・ 民間保険会社からの照会

患者が民間の生命保険に加入しようとする場合、生命保険会社から患者の健康状態等について照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の現在の健康状態や既往歴等を回答してはならない。

交通事故によるけがの治療を行っている患者に関して、保険会社から損害保険金の支払いの審査のために必要であるとして症状に関する照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の症状等を回答してはならない。

・ 職場からの照会

職場の上司等から、社員の病状に関する問い合わせがあったり、休職中の社員の職場復帰の見込みに関する問い合わせがあった場合、患者の同意を得ずに患者の病状や回復の見込み等を回答してはならない。

・ 学校からの照会

学校の教職員等から、児童・生徒の健康状態に関する問い合わせがあったり、休学中の児童・生徒の復学の見込みに関する問い合わせがあった場合、患者の同意を得ずに患者の健康状態や回復の見込み等を回答してはならない。

・ マーケティング等を目的とする会社等からの照会

健康食品の販売を目的とする会社から、高血圧の患者の存在の有無について照会された場合や要件に該当する患者を紹介して欲しい旨の依頼があった場合、患者の同意を得ずに患者の有無や該当する患者の氏名・住所等を回答してはならない。

(2) 第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

①法令に基づく場合

医療法に基づく立入検査、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて個人情報を利用する場合であり、医療機関等の通常の業務で想定される主な事例は別表3のとおりである。(Ⅲ 1. (2) ①参照)

【医療協議会（三者協議会）の運営に係る対応】（日本損害保険協会見解）

問題点：

各地区医療協議会（三者協議会）活動の一環として、医療機関と損害保険会社間の紛争解決を行っているが、個別事案の診療内容を巡る争いの場合、医師会（医療機関）側より患者の診断書・明細書等のセンシティブ情報を含む個人情報記載の資料が配布されることがある。

対応策：

- （１）医師会側に対して、今後の医療協議会（三者協議会）の運営に際しては、医師会側、損保側双方ともに次の対応をとることを要請する。
 - ① 患者の個人情報に記載された資料配布は極力差し控える。
 - ② 協議の必要上、診断書・明細書などを配布する場合は、氏名・生年月日を塗りつぶし、個人が特定できない資料とする。
 - ③ 配布資料は協議会終了後、回収し、以後の利用に供することがないようにする。
 - ④ 個別事案特定のために患者名を伝えざるを得ないときは、そのための必要最小限度の情報を口頭で伝達するにとどめる。（通常は苦情申立て医療機関名が判明しているので、保険会社名、患者名のみで事案が特定できると考えられる。）
- （２）各地区医療協議会（三者協議会）によっては、こうした個別事案の苦情処理に係る議論内容を詳細に議事録に記している場合があるが、今後はその記載についても個人を特定し得る記述は差し控える。

【自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）における

『人身事故連絡票等』の取扱い】

自賠責新基準の取扱いについては、平成元年6月28日付日医発第221号（保41）「自賠責保険の診療費算定基準の設定について」により、都道府県医師会長あてにご連絡申し上げ、これにご賛同いただいた地域より順次実施いただき、現在45都道府県において合意されているところであります。

本通知では、算定基準の設定に併せて、従来より問題とされていた自動車保険診療費の請求、審査、支払等に係る諸問題についても検討の上、その概要をお示ししております。

その中で、「人身事故一連絡、照会及び請求、支払いに関する申し合せ」として、自動車事故診療費の請求についての医療機関、損害保険会社間の連絡方法、支払期日等に関する申し合せを示し、併せて医療機関と損害保険会社との間の連絡、照会の際に利用する連絡票等の様式の素案『①自動車の保険・人身事故連絡票（案）（保険会社→医療機関）、②任意保険 自動車事故連絡・人身事故連絡票（案）（医療機関→保険会社）』（別添様式参照。以下、単に「連絡票等」という。）を示し、各地域ごとにご検討の上、これをご活用いただいているところであります。

ところが、本年4月1日より全面施行されます「個人情報の保護に関する法律」においては、こうした情報も被害者の個人情報であり、今後は同意なしに第三者へ提供することはできなくなります。

上記連絡票等の利用実態につきましては、各地域ごとにその格差が大きいため、日本損害保険協会と検討した結果、本会といたしましては、以下のような対応をお示しいたしますので、各地の事情等を勘案し、医療協議会（三者協議会）にてご判断いただきますようお願いいたします。

《 現 行 ： 平成元年6月28日日医発第221号（保41） 》

人身事故 — 連絡、照会及び請求、支払に関する申し合せ （案）

日本医師会と日本損害保険協会および自算会は、自賠責保険及び自動車保険の医療費の請求・支払い等に関する事務を円滑に行うため下記のとおり申し合わせする。

自賠責保険のみの場合

1. 保険適用の可否および損害保険会社への照会

- ・医療機関は、当該事故について自賠責保険が適用されるか否かを別紙のチェックシートによって判断する。不明な点については加害者の契約する損害保険会社に照会する。
- ・なお、自賠責保険適用の可否、支払い額等は、保険金の請求によって確定するので請求前の照会について損害保険会社は一般的な説明しか行い得ない。

2. 医療機関より損害保険会社への請求

- ・医療機関は、所定の診断書及び診療報酬明細書を請求関係一件書類に添えて損害保険会社に送付する。

3. 損害保険会社の支払い

- (1) 損害保険会社は、医療機関に対し、原則として請求関係一件書類の受付日から2カ月以内に逐次支払う。
- (2) 損害保険会社または自算会調査事務所は、医療機関に速やかに、
 - ① 請求書類の内容について不明の場合は照会する。
 - ② 2カ月以内に請求通り支払いが困難な場合には連絡を行う。
- (3) 損害保険会社は、支払いの都度、医療機関に支払い通知を行うものとする。

自賠責・任意一括払いの場合

1. 医療機関、損害保険会社相互の情報連絡

- ・保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とするときは、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。

次の対応（案）1，2
のとおりとする。

2. 医療機関より損害保険会社への請求

- ・医療機関は所定の診断書及び診療報酬明細書に必要事項を記入し損害保険会社に送付する。

3. 損害保険会社の支払い

- (1) 損害保険会社は医療機関に対し、原則として請求関係一件書類の受付日から翌月末日までに逐次支払う。
- (2) 損害保険会社は、医療機関宛速やかに、
 - ① 請求書類の内容について不明の場合は照会する。
 - ② 翌月末日までに請求通り支払いが困難な場合には連絡を行う。
- (3) 損害保険会社は支払いの都度、医療機関に対し支払い通知を行うものとする。

- 損害保険会社に対する医療費請求の手続きについては、「自動車の保険・医療費請求のしおり」を参照のこと。
- 医療機関又は損害保険会社が、医療費の請求、支払い等に関して両者の合意が得られない場合は、当該医療機関の所在する都道府県医師会の自動車保険審査会、もしくは都道府県自動車保険医療協議会に付議し解決に当たることとする。

対応（案） 1

○連絡票等が利用されていない地区

個人情報の取扱いに慎重対応が求められていることから、損保会社と医療機関との間で各種情報がやり取りされているとの批判を受けることがないように、医療協議会（三者協議会）での申し合せから、次の該当箇所を削除し、連絡票等による双方からの連絡（情報交換）は廃止する。

《現 行》	《改 正 後》
自賠償・任意一括払いの場合 1. <u>医療機関、損害保険会社相互の情報連絡</u> ・保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とするときは、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。	自賠償・任意一括払いの場合 1. <u>医療機関、損害保険会社相互の情報連絡</u> ・保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とするときは、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。 ⇒ 削除

対応（案） 2

○連絡票等が利用されている地区

医療協議会（三者協議会）にて協議の上、申し合せ文言に「被害者の同意が得られた事案について」を追加する。

- ① 連絡票等によって、医療機関及び損害保険会社が保有する個人情報を提供する場合は、原則として被害者（患者）本人の同意が必要となる。
- ② したがって、同意を得ることが困難なケースでは、連絡票等の提出はできない。また、同意が得られる場合でも、相当の期間を要することから、現在よりも提出時期は遅れることが予想される。

《現 行》	《改 正 後》
自賠償・任意一括払いの場合 1. <u>医療機関、損害保険会社相互の情報連絡</u> ・保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とするときは、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。	自賠償・任意一括払いの場合 1. <u>医療機関、損害保険会社相互の情報連絡</u> ・保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とし被害者の同意が得られた事案については、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。 ⇒ 波線部分変更

自動車保険・人身事故連絡票（案）

平成 年 月 日

_____ 殿

保険会社：_____

担当部所：_____

担当者名：_____

TEL：_____

FAX：_____

貴院での診療中の交通事故患者につき、とりあえず下記の通りご連絡いたします。

患者氏名	_____ 殿	事故日	平成 年 月 日
貴院初診日	平成 年 月 日	転院前 医療機関	
保険契約者氏名	_____ 殿	受付番号	
事故状況	1. 発生場所：_____		
	2. 事故態様 ①追突 ②出会頭 ③正面衝突 ④側面衝突 ⑤二輪車 ⑥自転車 ⑦歩行者 ⑧その他（_____）		
	3. 特記事項（_____）		
ご連絡事項	本件は下記（○印）に該当します。具体的なお取扱いについては、別途ご連絡、またはお打ち合せさせていただきます。 1. 事故状況、責任関係について調査中です。 2. 保険契約上の問題について調査中です。 3. 事故との因果関係について調査中です。		

（註）自賠責保険では被害者に「重大な過失」があるとき（実務上はおおむね70%以上の過失があるとき）に限り、減額することになっています。

医療機関→保険会社

任意保險 自動車事故連絡 ・ 照会票 (案)

平成 年 月 日

保険会社御中

医療機関名・住所

担当者名 _____

TEL — —

FAX — —

交通事故によって当院で治療中の患者につき、下記の通り連絡・照会します。

患者	氏 名：		年 齢：		才	男・女
	住 所：			TEL：		
事故日	平成	年	月	日	事故場所	
相手方	氏 名：			TEL：		
	任意保険	保険会社名（			）証券番号（	
	自賠責保険	保険会社名（			）証明書番号（	
連絡事項						
照会事項	・保険会社担当部所 ・担当者名 ・事故状況 ・過失の有無 ・保険の処理状況 （その他）					